

# 株式会社の起源

## 大塚久雄『株式会社発生史論』の再検討 (1)

### キーワード

corpus mysticum (神秘体), 株式会社の起源, ソキエタス, コンメンダ, 合名会社, 合資会社, 株式合資会社

中京大学経営学部教授 中 條 秀 治

### 目 次

#### はじめに

#### 株式会社の起源に関する諸説

- 1 いわゆるドイツ旧学派の「合資会社説」
- 2 ドイツ新学派ルノーの「コンペラ・モンズ説」
- 3 グスタフ・シュモラーの折衷的な「多元的起源説」
- 4 カール・レーマンの「船舶共有組合説」
- 5 ファン・ブラーケルおよびファン・デル・ヘイデンの「オランダ東インド会社説」
  - a ブラーケルの「合名会社起源説」
  - b ヘイデンの「コンメンダ起源説」
- 6 スコットの「イギリスの初期 joint-stock company 説」

#### 株式会社発生史に関する統合理論

- 1 ゾムバルト型統合理論
  - (1) ゾムバルトの所説
  - (2) ゾムバルト理論に対する検討と批判
  - (3) 「機能資本家的受託者」の存在形態
    - a オランダ東インド会社
    - b イギリスの初期 joint-stock company
- 2 ジルバーシュミット型統合理論
  - (1) ジルバーシュミットの所説
  - (2) ジルバーシュミット理論に対する検討と批判

#### おわりに

#### 参考文献

### はじめに

「株式会社の本質を理解するためには中世キリスト教の神秘体 (corpus mysticum) の議論まで辿る必要がある」(中條, 2013) と確信するきっかけとなったのは、マックス・ヴェーバー『プロテスタンティズムと資本主義の精神』の次の一文によってである。

「職場、店舗、一般に『営業所』と住居 商号と姓名 営業資本と個人財産、こうしたものの分離、そして『営業』(さしあたって少なくとも会社財産) を一種の corpus mysticum (教会の信徒すべてが共同にあずかりうる神秘的なる聖体) に転化させるという傾向は、すべてこの方向(「委託された財産に義務を負っているとの思想」引用者) にそったものである。」(Weber, 訳 p.274 の注 4.)

ここで言及されている神秘体 (corpus mysticum) は中世キリスト教会に登場する言葉であるが、その意味するところは、わたくしの提唱している「団体の概念」とその本質において同じものであった。中世以来の corpus mysticum の観念の歴史的な展開を研究したカントロビッチ (Kantorowicz, E.H., 1957) はこの観念が「死ぬことのない永遠性」を帯びた

存在を象徴するものとしてカトリック教会に援用され、それが国家に援用され、やがてさまざまな団体に援用されていくという歴史を描き出している。

当然、この概念は会社概念にも援用され、ヴェーバー (1889, 英訳 p.171) が古き訴訟資料から見つけ出したように、中世のジェノアの教皇庁控訴院の判決には、ソキエタス (societas) を神秘体 (corpus mysticum) あるいは法人 (juristic person) と呼称していた判例がある。

本稿では、大塚久夫の『株式会社発生史論』で登場する各種の「会社起源説」について、大塚の研究に依拠しながら、それぞれの理論構成を確認しつつ、わたくしが寄って立つ「corpus mysticum 起源説」がどの程度有効なものか、またどのように先行諸理論との整合性を持つかを確認しようとするものである。

## 株式会社の起源に関する諸説

大塚は『株式会社発生史論』(大塚久雄全集第一巻)において先学の業績として次の6つの理論を紹介している<sup>1)</sup>。

### 1 いわゆるドイツ旧学派の「合資会社説」

フランスのフレムリー (Fremery)、ドイツのフィック (Fick) の諸説である。

1833年、フランスのフレムリー (A・Fremery) が株式会社制度の発生を合資会社より演繹する「合資会社説」を発表し、1862年に至りドイツのフィック (Fick) がこれを精力的に展開した (p.48)。

フィックによれば、「株式会社は一見他の諸形態、特に合資会社と異って『匿名的』で人的な色彩のない会社形態」ではあるが、より厳密に考察すればその社員の中には、経営に参加しない無機能な一般株主群の外に、匿名組合における『営業者』や合資会社における『無限責任社員』に該当するところの地位を占める多数の機能的資本家たちが存在するのであって、いわば株式会社の社員群は合資会社におけると同様二つのグループに分かれている」(p.48) とい

う。

株式会社が合資会社と決定的に区別される点は以下の二点である。

「第一に、株式会社においては合資会社の『有限責任社員』にあたるものの役割が多数の個人に分散され、それが『株式』として譲渡・相続せられること、第二に、株式会社においては機能的企業家は『法人』Korporation, universitas personarum であり、経営はその『機関』Organ によって遂行せられること、したがって当然に合資会社における無限責任社員にあたる地位をしめる資本家たちの責任形態もまた有限責任であること、……かくして株式会社はいわば『二つの点において変容を受けた合資会社』」(p.49) であるという。

ここでは「機能的企業家」という「個人」が「法人」とされている。私見では、普通、会社が法人なのであり、機能的企業家そのものが法人という発想ではない。フィックの法人イメージについては疑問が残る。

合資会社が株式会社に变化する可能性として以下の理由が挙げられている。

「まず大資本家たる一人または数人の無限責任社員の周囲に多数の有限責任社員の出資が集中せられ、そしてその『持分』の譲渡・相続の可能性が発生し、かつそれが単なる貨幣請求権に転化しつつ、企業の永続性のために退社が不可能になってゆく。かくして『株式合資会社』が発生する。これが第一段の転化である。」(p.49)

第二段の転化は、無限責任社員の機関とそれによる有限責任化である。つまり、株式合資会社<sup>2)</sup>においても合資会社と同様、「法律上の代表者たる役割は無責任社員の『個人性』に固着」しており、「この無限責任社員が一人でなく数人である場合」には、「彼らはおそらく『合名会社』として、共同しつつこの無限責任社員たる役割を果たしていたものであろう」(p.49) と推測する。ところが、「会社企業の永続性は、中心の一人、ないし相互に連帯の無限責任を争える数人の無限責任社員団の個人性をこえ、そして企業職能把持者の役割がこの一人ないし少

数の個人から抽象せられるに至る」(p.49)とする。彼が「会社機関」となり、無限責任社員  
の無限責任も除かれるとする。これをもって  
「法人の形成」過程だとし、「第二段の転化によつて  
株式合資会社は決定的に株式会社にうつりゆく」  
(p.50)というのが理論の筋道である。

## 2 ドイツ新学派ルノーの「コンペラ・モンズ説」

アヒルレス・ルノー (Achilles Renaud) は、  
1863年以降、フィックなどの「株式合資会社説」  
に反対する立場にたった。反対の根拠はまず、  
「合資会社」より「株式合資会社」を経て  
「株式会社」に移り変わる過程が実証的に明らか  
でない点にあった。「さらに論理的には、商  
法学者たる彼にとって社団法人性」の由来が、  
すなわち「合資会社の無限責任社員がいか  
にして『法人』 Juristische Person に転化する  
かの論理が疑いの的」であり、「株式会社にお  
ける『法人性』が単なる『組合』たる初期の  
合資会社より由来したということ、とうてい承  
認しえなかった」からである (pp.51-52)。

このルノーの指摘はわたくしの発想と共通な  
ものである。組合は個人の集まりである。法人  
という「人ならざる概念」の成立を「人の集  
まり」である集団概念の延長線上で説明する  
ことには無理がある。ここに corpus mysticum  
(神秘体) という中世以来の「人ならざる存在」  
を实在とする観念が不可欠となると私は考  
えているが、その議論は後にする。

ルノーのフィック批判の核心は、合資会社  
の無限責任社員の「法人化」が行われ、株式  
会社の「法人格」が現われるその論理に対  
してのものである。また、「何によつて [合  
資会社の] 有限責任社員の債権関係が、その  
本質において譲渡自由な株主権にうつり  
変わったかの、論理的ならびに歴史的過  
程が理解不可能である」(p.52)とい  
うのである。

大塚はルノーの理論を以下のようにまと  
めている。

「ルノーもまた歴史上最初の株式  
会社を、フィックとひとしく、ジェノ  
ヴァのサン・ジョルジオ

銀行に求め、これが十七世紀にお  
けるオランダ・イギリス・フランスの  
諸貿易会社によって模倣せられたる  
ものとした。……彼に従えば、その  
母胎はもっと公的な本来『法人』  
的な性質をもつ団体、しかもその  
出資持分が自由に譲渡せられてい  
るような資本団体に求められねば  
ならなかった。そこで彼の解答は  
次のごとくであった。イタリア諸  
都市における『徴税請負会社』、  
特にかかるものとしての『国債  
所有者の結合体』たるコンペラ  
(Compera) あるいはモンズ  
(Mons) がそれであると」(p.52)。

大塚は「株式会社の本質」に対する  
両者の理解が違っているとして以下  
のように指摘している。

「フィックにおいては株式会社が  
二つのグループの社員、すなわち  
機能資本家団と無機能出資者群を  
擁していることが、その内容的な  
特質とされていたにもかかわらず、  
ルノーにおいてはかかる事実は全  
く見失われ、ただ形態的な特質  
すなわち『法人性』と『譲渡自由  
な株式』制度のみが前面に押し出  
されているのである。」(p.53)

私は、ルノーが「法人的な性格  
をもつ結合体」の探索を行なってい  
ることは注目に値すると考えるが、  
大塚は「法人性」が成立する根拠  
を問うような法制史的観点に対し  
て否定的かつ批判的である。

## 3 グスタフ・シュモラーの折衷的な「多元的起源説」

「新学派のコンペラ・モンズ説は  
一八九五年後述のカール・レー  
マンが画期的な研究を発表する  
まで、法制史家の間にあっては  
いわば通説をなしていた」(p.55)  
と大塚は解説する。その間にあ  
って、1893年に経済学者グ  
スタフ・シュモラー (Gustav  
Schmoller) は「従来の所説を  
それぞれ部分的に承認しつつ、  
しかも後来のレーマンの所説に  
道を拓いたもの」(p.55)とし  
ての折衷的な株式会社起源論を  
展開した。

シュモラーの理論を大塚は以下  
のように整理している。

「合名会社および合資会社の  
規模が拡大せら

れ、そして多数の社員はただ重要事項の決議にのみ参加するに過ぎなくなり、また有限責任社員が増加して無限責任社員のみが企業職能を把握ようになる、そしてその間に一定の組織上の変化があらわれて、(a) 全社員の有限責任制、(b) 資本の株式への分割、(c) 選挙と多数決の上に立つ経営機関を具備するに至って株式会社形態が成立する」(p.55)。

シュモラーは、合名会社および合資会社がすでに一般的となっていた南欧においては、この道筋での株式会社の成立を推測するが、北欧においては合名会社および合資会社がまだ普及しておらず、株式会社の発生は別の道筋であるという。

すなわち、17世紀のオランダ・イギリスの大貿易会社の成立については、合資会社と無関係な三つの要素、イタリアの国債所有団体、

イギリス・オランダにおいて「制規組合」とよばれていた商業ギルド制、「船舶共有組合」を挙げ、「イギリスの joint-stock company やオランダの東インド会社がいかに制規組合と船舶共有組合の絡みあいであるかを実証せんとしている」(p.56) という。

#### 4 カール・レーマンの「船舶共有組合説」

1895年に至って商法学者カール・レーマン(Karl Lehmann)は、通説としての「コンペラ・モンス説」に決定的な反対表明をした。

レーマンの主張のポイントは次の二つである。第一は、「通説がサン・ジョルジオ銀行を株式会社制度の起源とせるに反対して、これと無関係に十七世紀の初頭株式会社としてのオランダ東インド会社が『流星のごとくに現われ、これが後世に範となりつつ、近代における株式会社制度の起源となった』(p.57)とした。

理由の第一は、「まずサン・ジョルジオにおいて譲渡自由な出資持分を示すロカ(loca)あるいはルオーギ(luoghi)なる語は決してオランダ東インド会社その他では用いられず、かえってオランダ東インド会社においてこれと全く別にアクシー(actie)なる語が新たに用いられ、これがイギリスを除く欧州諸国にアクツイエ

(Aktie)、アクション(action)のごとくに普遍化するに至ったものであるということ」(p.57)。

理由の第二は、「サン・ジョルジオがそもそも配当ならぬ定率の『利子』目あての国債所有者の結合体として成立し、これが担保たる租税の徴収や銀行などを自らいとなみ、そして株式会社となっていたのに対し、オランダ東インド会社の社員は決して『利子受領者』でなく本来『配当』目あての海商企業家たちであったこと」(p.57)。つまり、両者の設立の「動機」の違いである。

大塚は、「レーマンの所説の第二の画期的な点」として、「オランダ東インド会社その他十七世紀における各国の株式会社が『船舶共有組合』を母胎 - シュモラーと異って唯一の母胎 - として発生したと主張したことである」(p.58)と指摘している。この主張そのものは、「古くはラーバントのコロンナ説、そして特にシュモラーの所説によって示唆せられたもの」(p.58)であるが、レーマンがこの「船舶共有組合説」を主張するに至った理論的な根拠について、大塚は以下のように要約する。

レーマンは、「株式会社を株式会社たらしむる決定的な『新たな原動力』は何であったか」(p.58)を問題とする。まず「新たな原動力」としての「法人の観念」が否定される。その理由は、「法人がいずこにも存在し、会社企業ならぬギルド的規制組合すらそれ自体として法人であった」(p.58)からであるという。さらにレーマンは「有限責任制度」をも否定するが、その理由は、株式会社出現の初期においては必ずしも有限責任ではなかったからである。

ではレーマンは、どこに「新たな原動力」を求めたのか。彼は、「株式」なる経済的事実の中にそれを求めたのである。「株式」の本質的特徴は「単なる資本金への出資持分関係でもなければ、また単なる持分の譲渡可能性でもない。むしろ『配当証券』たる特質こそその根本的事実である」(p.58)とした。レーマンは株式会社発生の母胎を「株式・配当証券」を生み出した制度に求めたのである。そして、「株式」制

度の由来となる候補として、「コンメンダ」、  
「鉱山共有組合」、「船舶共有組合」の3つの制度を挙げる。

「コンメンダより合資会社を生じ、これが株式合資会社を経て株式会社へ移行したというシエマ」については、「全く自然のように見えて、そのじつ事実上そうではなかった」(p.59)と否定する。その根拠は、コンメンダは「営業者が多く、資本家のコンメンダ出資をうけるばあいにも、彼は個々の出資者に対して厳密に別々の法律関係にたっていた」(p.59)からであり、「社団法人的構成が排斥されていること」を理由として挙げている。

次に、「鉱山共有組合」と「船舶共有組合」については以下のように分析している。

「鉱山共有組合」と「船舶共有組合」は、「鉱山および船舶の共有関係(組合関係)を基礎として発達した一種の会社企業(結合資本)」であり、その資本は「鉱山持分」や「船舶持分」に分割されており、これら「持分」は「資本金の一部の持分」であり、また「利潤の比例的一部への『配当請求権』」でもあったという(pp.59-60)。「しかもこの持分は譲渡自由であって、その価格変動による投機すら行われていた」(p.60)のであり、ここに「株式」の萌芽を見る。また、多数決の原則に基づく「総会」などの機関をそなえる点において、「いまだ『法人』ではないが『法人』に転化する素質を具有していた」(p.60)ともいう。

この二者から株式会社への推転は可能であり、今一步であったが、「株式会社への推移をいち早くなしとげたのは、鉱山共有組合でなくして船舶共有組合であった」(p.60)という。その理由として、「鉱山共有組合が地方的関係に依存していたに対して、世界的事情が船舶共有組合の発展にとってより好都合」であり「船舶持分のより動的な性格また明白な投機的性質」も作用したとする(p.60)。

レーマンは、株式会社発生の母胎が船舶共有組合なることを推論するのであるが、その特質として次の四点をあげている。

「第一に、それが海商のため船舶購入・儀装

を目的とする団体なること、第二に、各出資者の持分は一隻ないし数隻の船舶の共有における持分という物権的關係を財産法的基礎として成立していること、第三に、いまだ法人ではないが多数決の原則に立ち法人への萌芽をふくむこと、第四に、責任の形態に関しては追加払込義務と委付の制度を具えていたこと」(p.60)。

船舶共有組合はいかにして、またいかなる時に株式会社へ推転するかについては、法人性、全社員の有限責任制、の2つが必要となるという。すなわち、「この推転の第一歩は船舶共有組合が『法人』にまで高められ、対外的には永続的資本を具える統一体となり、内部的には経営のための確固たる組織を具有することに始まる」(p.61)とする。次いで、「コンメンダの影響によって徐々に内規の形で有限責任制を採用入れ、これが法典化せられてついに十全なる株式会社形態に到達するに至る」(p.61)ことになる。

「株式会社の起源たるオランダ東インド会社、およびそれを典型として設立された初期の諸株式会社は、まさに法人にまで高められた船舶共有組合に外ならない」(p.62)とレーマンは断定した。

その理由とした重要な事実は、「第一に、いまだ確定資本金制が欠如しており、資本はいわば当座的に各航海に際して『その航海が要するだけ』集められたこと、第二に、追加払込制度と委付制度が残存していたこと、の二点である」(p.62)。さらに、オランダ東インド会社については、次のような事実を提示している。「(一) 公の法令が Rhederei, Rheder などの用語を用いていること、(二) 資本結合の目的が遠洋航海のための船舶購入・艤装にあること、(三) 各出資者の会社資本における持分が結局において一隻あるいは数隻の船舶に対する持分に解消されること、(四) これらの会社企業の『責任形態』については船舶共有組合の法則がモデルであったこと」(p.62)。

5 ファン・ブラーケルおよびファン・デル・ヘイデンの「オランダ東インド会社説」

1908年、オランダの経済史家ファン・ブラーケル (van Brakel) および法制史家ファン・デル・ヘイデン (van der Heijden) がレーマンの船舶共有組合説を徹底的に批判し、株式会社の起源を「オランダ東インド会社」とする説を発表した。大塚はこの説について、「レーマンのごとくイタリアとオランダとの史的関連を否定するという消極的な論議ではなく、積極的にオランダ東インド会社の設立過程がまさに株式会社形態発生の自主的な 他よりの継受でなく 過程であることを示すことによって、同説を裏づけた」(p.65)と指摘している。

合併により成立するオランダ東インド会社の基礎となったという「先駆会社 *vóór - compagnieën* (フォール・コンパニーエン)」の企業形態について、「レーマンの船舶共有組合説を明白に否定した」(pp.65-66)というが、その根拠については、次のような論拠を挙げている。

「(一) 船舶共有に基づく『船舶持分』なる制度、ならびにかかる持分の数に比例する議決権にたつ總會、および船舶共有組合に特有な船長と船主との関係のごときものの痕跡はさらになく、レーデライとよばれないでむしろつねにコンパニーと呼ばれていたこと (ブラーケル)、(二) オランダ東インド会社およびひろくその他の初期の株式会社において事実上全員の有限責任制が確立されており、追加払込義務や委付制度の見出されないこと (ブラーケル、ヘイデン)」(p.66)。

オランダ東インド会社設立の「母体」をなした「先駆会社 (フォール・コンパニーエン)」について、どのような範時に属する組織形態であったかについては以下のように説明している。

フォール・コンパニーエンについての史実については、両者は一致した見方をしており、以下のような認識をもっていたという。

すなわち、「それらの会社企業は表面上数人ないし十数人のいわゆる『取締役』の結合よりなる『合名会社』であって、彼らは各々経営に参加し、かつ無限責任を負った。ところで事実

上これらの取締役たちはそれぞれ自己の背後に夥しい数の『出資者』とよばれる匿名出資者群をもち、彼らの資本をうけとって名目上自己の『出資』にくみ入れ、もって間接に会社へ出資せしめていた。この出資者群は、いうまでもなく、何ら経営に参加せず、出資を限度とする有限責任をおっていた」(p.68)。

しかし、史実で一致しながら、史実の解釈では両者の立場は異なり、以下のような主張の違いとなる。

a ブラーケルの「合名会社起源説」

ブラーケルは、ヘイデンと違ってフォール・コンパニーエンを、「合名会社」の拡大したものないしその変種と考えた。「その根拠は、フォール・コンパニーエンのあるものにおいて、全出資者群をもふくむいわゆる『一般契約』なるものが存し、したがって出資者は取締役の背後にある単なるコンメンダ出資者ではなく、彼らもまたむしろ本来の社員であったと見なされるという点にあった」(p.69)。

b ヘイデンの「コンメンダ起源説」

ヘイデンはフォール・コンパニーエンを「それぞれ自己の背後にコンメンダを集中せしめた諸企業家が相結合し、『合名会社の会社企業』を形成したるもの」(p.68)と理解した。しかも彼は、株式会社形態発生の絶対的指標を「全員の有限責任制」みとなしていたため、「フォール・コンパニーエンが合併され株式会社へ移行するに際して、決定的な意義をもったのは有限責任的コンメンダであって、『合名会社の結合』はコンメンダ出資者群にせいぜい『一つの結合の靱帯』を与えに止る」(p.68)とし、株式会社発生の母胎を「コンメンダの連繫体」と考え、「コンメンダ起源説」を主張したのである。

6 スコットの「イギリスの初期 joint-stock company 説」

1910-12年にスコット (W.R.Scott) は joint-stock company 制度の研究成果を発表、その発生過程には二つの源泉があると主張した

(p.71)。

「第一は古き商人ギルド制に端を發しスティプル・マーチャント組合やマーチャント・アドヴェンチャラズ組合などを経て十六世紀半頃以降その姿容を整えるに至ったところの『制規組合制度』 regulated company であり、第二は中世より伝えられた当座的会社制度たる『パートナーシップ』 partnership である。この制規組合の内部に発生したパートナーシップが次第に拡大し、ついに制規組合カムパニー的外枠に癒合してその法人性を獲得するに至ったものがすなわち joint-stock company 制度なのである」(p.71)。

「スコットはパートナーシップ制度が制規組合のギルド的外枠に接木されたという事実の中に、 joint-stock company の生誕を求めた」(p.71) が、ここで大塚は joint-stock company を株式会社制度と同一視することには反対している (p.72)。

大塚は、これまで概説を紹介した各論者の主張の核心的論点、たとえば、フィックの「機能分化のニグループ説」、ルノーの「法人説」、レーマンの「配当証券説」、ヘイデンの「有限責任説」などを挙げ、「各学派は、株式会社の基本的諸特質のうちの一ないし二を一面的に強調しつつ、立論の根拠としている」(p.73) と指摘し、「われわれは、そうではなくて、以上の諸特質の合理的な、統一的理解をうちたてねばならない」といい、「そうして問題史がすでにその客観的条件を作り出している」(p.73) と表現する。

大塚は、「『株式会社形態の発生』は他の会社諸形態、特に合名会社・合資会社の発生との歴史的・發生的関連において考察されるべき」(p.73) との立場から、先駆的な体系的研究としてゾムバルトとジルバーシュミット名を挙げ、株式会社発生史における統合理論の検討に入る。

## 株式会社発生史に関する統合理論

### 1 ゾムバルト型統合理論

#### (1) ゾムバルトの所説

ヴェルナー・ゾムバルト (Werner Sombart) は、自ら「中世の遺産」と呼ぶ、古き中世的 (封建的) 団体諸形態を取り上げ、以下のように類型化する (p.75)。

支配団体 (たとえば所領経済)

手工業者組合。イ 手工業者扶助組合 (農村共同体、ツフフト、商人ギルド、ディレクシーなど)。ロ 手工業者経営組合 (商人組合、問屋組合、船舶共有・鉱山共有組合・水草共有組合などの持分組合)。

ハ 家族団体 (相続団体)。

当座組合 イ コンメンダ (狭義のコンメンダおよび双方の出資を含むソキエタス・マリス)。ロ 共同企業 (組合財産をもてるもの、およびこれを欠く隊商、商船隊)。

以上三種の「中世の遺産」の中、 と は中世的なものであり、「『営利の原理』に適應しうるも、究極においては新しき資本主義精神によって揚棄せらるべきもの」(p.76) とされる。しかし、 の「当座組合」は、「それ自体としては『中世の遺産』でありながら、しかも新しきイデーをその中に胎むことによって変形しつつ漸次に古きものより脱却し、ついに素面の資本主義的会社企業にまで発展しうる」(p.76) とする。

当座組合は資本主義的なものではないが、この組織形態を展開したものは、「中世精神の母胎の中に育まれつつ、しかもすでに中世的・ギルド的ならぬ新しき精神の萌芽」であり、「そこには資本主義のイデーの、いわば、胚種があった」とされる (p.76)。この「胚種」はその「当座性」において、当座組合の組織形態の中に客観的に表出したという。

すなわち、「その結合関係の当座性によって、(一) 一定の目的のための人と人との結合が、契約によって、機械的に行われ得、(二) かつその目的のための『営み』が成員の個人性より

解放せられ、客観化せられうる可能性をもち、(三)したがって生産諸力および生産手段が任意に集積せられうる道が与えられた」(p.77)とされる。

このような特質によって、「当座組合は、それ自体としては中世的なるにもかかわらず、他の『中世の遺産』とことなつて、資本主義的会社企業展開の端初となりうる」(p.77)というのである。

以上のように、「当座組合が、新しき資本主義のイデー、すなわち『営利の原理』をその中に胎むことによって、ついに会社企業に生成する」(p.77)と考えられている。つまり、当座組合が「資本主義的企業の特質」を獲得することによって、会社企業が生まれるとされる。

ゾムバルトによれば、資本主義的企業は、「営利の原理」に適応した「財産組織体」となることで生成する(p.77)。その指標となる基本的諸特質としては以下が挙げられている<sup>4</sup>。

永続性の獲得 法的統一体としての商号、  
勘定統一体としての複式簿記、信用統一体としての営業財産、企業の客観化・物化

大塚はゾムバルトの主張を以下のようにまとめている。「すなわち、当座組合は、資本主義的企業展開の流れの中に吸収せられて、もって永続性を獲得し、企業家自身の個人的衣食・家計より客観化・独立化せられた時、それは会社企業となるのである」(p.77)。

ゾムバルトは「会社企業は、中世の遺産としての諸種の団体諸形態の中、特に『当座組合』を端初として発生する」(p.78)と結論づけるが、その場合、「精神・イデー」を問題とする。会社企業は「中世の遺産」的な諸団体との「単に機械的な精神なき『機械的絡み合い』」からは生まれず、当座組合と会社企業との間にある「内的な『有機的な発生的関連』」ゆえに発生するとする(p.78)。

「当座組合」については、さらに以下のような説明がある。

「当座組合」は、二種の結合形態をもっていた。すなわち、共同企業とコンメンダである。「共同企業とは機能的諸商人の相互的結合であ

り、コンメンダとは機能的商人に対する無機能的持分出資関係である。そして端初におけるこの二種の結合の仕方が、会社形態展開のすべての過程と会社形態の種類を規定する。すなわち、(一)当座的共同企業は資本主義的企業の特質を獲得する事によって合名会社に生成し、(二)コンメンダは資本主義的企業の特質を獲得する事によって株式会社に生成するのである。そして、合資会社や株式合資会社は、結局この両者を含むところの、混合形態として発生したものに外ならない」(p.78)。

会社形態発展史に関するゾムバルトのシエマに従えば、「合名会社と株式会社は、その発生において、端初より成果に至るまで、全く別々な二つの流れを形造るのである。いわば、それは『合名会社か、株式会社か』の二者択一として定式化せられうるであろう」(p.79)と大塚は指摘する。

これがゾムバルトの理論構成としての「複線型」の会社発展史である。この発想はわたくしの集団概念と団体概念に対応するものであるが、「単線型」の会社発展史を主張する大塚は、ゾムバルトの理論構成を以下のように批判する。

## (2) ゾムバルト理論に対する検討と批判

大塚は言う。

「ゾムバルト型の株式会社発生史論が、ひたすらなる『コンメンダ起源説』に帰結することはまことに当然である」(p.79)。ゾムバルトに従えば、「株式会社形態発生の実体的基礎、いわばその母胎は、イタリアのモンテスでもなく、船舶共有組合でもなく、鉱山共有組合でもなく、また商人ギルドでもなく、しかり制規組合でもなくして、実に『夥しい数のコンメンダの相互に相交錯し結合して形成せる連繫体』、かかるものとして資本主義的企業に生成せるコンメンダに外ならなかったのである」(p.79)。

ゾムバルトは「歴史上『株式会社発生史』の本来の場面を、通説に従って十七世紀のオランダ・イギリスにおける植民会社(東インド会社・西インド会社など)となすが、この諸植民会社の展開においては、それが絡み合っていた



素材的地盤が一般に、商人ギルドの一変型たる『制規組合』regulated companyであったと信じたが故に、……『株式会社の発生』は……いわく『制規組合と交錯せるコンメンダから!』と結論づけた (pp.79-80)。

ゾムバルトは、「この『株式会社発生の実体的基礎』が、会社諸形態発生の過程において、『合名会社形態』と何らかの有機的な関連をもっていたとなすがごとき所説を強く拒否する。たとえばファン・ブラーケルによって主張せられたところの、『合名会社とコンメンダとの癒合』より株式会社が発生したとなすがごときシェーマないし理解を全面的に否定する」(p.80)。ゾムバルトは、「株式会社の〔発生の〕以前には合名会社が存在しなかった」と考えており、「すべてのフォール・コンパニーエン（先駆的株式会社）もまた当座組合であった」と言う (p.80)。

ここで大塚は、以下のようにゾムバルト型理論への疑問をまとめる。

「ゾムバルトは、当座の共同企業に合名会社形態の端初を、コンメンダに株式会社形態の端初を求めることによって、この両会社形態の展開を、内的関連なき二つの異なる流れとして理解した。換言すれば、『株式会社の発生』をば、『合名会社の展開』との前後的継起の内的必然的関連において理解せずして、そこに単なる並列的な二つの過程のみをみとめ、もって株式会社をひたすらにコンメンダより導かんとした。しかしながら、かくのごとき『株式会社・コンメンダ起源説』は、理論的ならびに史実的に、果して支持しうるであろうか」(p.81)。

これに対する自説を展開する前に、大塚はコンメンダの概念をまず整理する。ゾムバルトの定義は以下のようなものである。

「広義のコンメンダ（狭義のコンメンダおよびソキエタス・マリスを含む）とは、利潤の共同の分配にあずかるために、出資を限度とする有限責任を負って、一定の貨幣または商品を委託することである」(p.81)。

大塚は、「コンメンダとは、かかる、一定額の貨幣または商品の無機能な有限責任的持分出

資に外ならない」(p.81)とゾムバルトの定義を認めながら、別の側面を指摘する。すなわち、「一方の側におけるかかる委託者あるいは無機能の出資者に対立して、他の側においては、常に、これを委託せられるところの、かつその運用に関して第三者に対し無限責任を負うところの、『機能的商人たる受託者』が存在しなければならない。すなわち、コンメンダの結合において『トラクタートル』、『ファクトル』などとよばれるところのものがそれである。このコンメンダ関係に必ず随伴する二つの異質な両極（無機能な有限責任の出資者と機能資本家的な無限責任の受託者）の存在は、その本質的な特徴として、行論上特に注意せらるべきところである。そして、この事実はゾムバルトの所説に関し、次の批判を招来する」(pp.81-82)として、以下のゾムバルト批判を展開するのである。

第一に、「ゾムバルトがもって株式会社発生の実体的基礎となしたところのものは、『錯雑せる夥しい数のコンメンダの連繫体』であるが、いかに錯雑せる連繫体であるにもせよ、それがコンメンダ関係である限りにおいて、当然にそのなかの『トラクタートル』の姿が、すなわち無限責任的『機能資本家的受託者』の存在が、ふくまれていなければならない。……株式会社形態を見るに、かかる無限責任の社員の存在は、いうまでもなく、その中に見出されないのである。そこで、もしひとが株式会社の『コンメンダ起源説』をとるならば、少なくともこの『無限責任を負う機能的受託者』の行方を明確に示さねばならない (p.82)」といい、この問題について「ゾムバルトはこれにつき口をとじて語らない」82と大塚は批判する。

第二に、ゾムバルトが「株式会社発生の実体的基礎となした『コンメンダの連繫体』の中には、当然に『無限責任を負う機能的受託者』の存在が見出さるべきなのであるが、それはいかなる『姿容』においてであろうか」(p.82)と大塚は問う。

まず、機能的受託者が唯一人しかいない場合は形式的には考えられるが、「唯一人の機能的商人の許に、『株式会社発生の実体的基礎』た

りうるほど大規模に、夥しい数のコンメンダが集中されるということは、実質上不可能である」(pp.82-83)と大塚は指摘する。理由は、「その膨大な企業の責任が無限にただ一人の商人の上に押しかかり、したがって彼は到底出資者の信用をつなぎえないであろうから。そしてかかる事態が史実的に見てもとうてい実証しえない」(p.83)からだという。

大塚は以下のように論を進める。

「かくしてゾムバルトがもって株式会社発生の母胎となす『コンメンダの連繫体』の中には、当然に数人ないし多数の無限責任的機能資本家の結合が存在せざるをえない、という事実が推論せられる。しからば、この『連繫体』の結合関係のいわば中枢をなしこれに生命を吹きこむべき役割をもつところの、この『機能資本家団の結合の形態』は、それがたとえ当座的であっても、それは果してコンメンダであろうか」(p.83)と疑問を呈する。

大塚は「いうまでもなく否」と答え、「むしろそれは、ゾムバルトがもって合名会社の端初となしたところの、当座組合の他の形態たるかの『共同企業』に外ならない。そして、それが株式会社発生の実体的基礎の中に一契機として止揚し包含せられているばあいでも、それは合名会社ないしは『生成の状態にある』合名会社の形態と本質をひとしくするものにあらざして何者であろうか」(p.83)とたまたみかける。

大塚はゾムバルトの「コンメンダ説」を検討した結論として、「かくしてまず理論的にみてひたすら『コンメンダ説』の不可能であることが推論せられる」(p.83)と述べる。

### (3) 「機能資本家的受託者」の存在形態

大塚は、「機能資本家的受託者」の存在形態に関する史実につき検討する。そのために、オランダ東インド会社およびイギリス東インド会社を取り上げている。

#### a オランダ東インド会社

株式会社の起源とよばれるオランダ東インド会社は、数個の「フォール・コンパニーエン」

とよばれる諸会社企業の合併によって成立した。これをゾムバルトは「コンメンダの連繫体」となすのであるが、この場合に「機能資本家的受託者」はどのような姿容をとっていたかを大塚は検討する(p.84)。

大塚は以下のように説明する。

「フォール・コンパニーエンはまず表面上、すなわち第三者に対しては、『取締役』とよばれるところの数人ないし十数人の無限責任的機能資本家団の結合」である。そして、「この取締役はそれぞれ自身の背後に事実上夥しい数の匿名のコンメンダ出資者群を擁していた。これらのコンメンダ出資者群は、いわゆる『一般契約』によって会社企業そのものと直接の関係に入りこむ傾向をすでに示していたとはいえ、原則的には、なおそれぞれの取締役の背後にあって彼を通して間接に会社企業に出資するという形をとり、社員として会社企業の表面に現われることなく、また何らの企業職能をももたずしてその責任は有限であった」(pp.84-85)。

フォール・コンパニーエンは、夥しい数のコンメンダの出資関係を包含しているのだが、機能資本家的受託者は「取締役団」に外ならない。「しかも彼らは各自無限責任をおいつつ会社企業を代表し、かつ企業の支配権を握っていたのであって、したがってこの『取締役団』こそ会社企業全体の中心としてそれに統一性を与えるものであった」(p.85)。

大塚は、「『取締役団』における相互の結合関係はそもそもいかなるものとして規定せらるべきであろうか」(p.85)と問い、以下のように自説を展開する。

「これが何でありえてもコンメンダでないことはいわずして明白であろう。それどころか、ゾムバルトがもって合名会社の端初となしたところの当座の共同企業、むしろ生成の過程にある合名会社と特徴づけるを正しとするであろう」(p.85)。

大塚の結論は以下のようなものである。

「かくしてオランダ東インド会社成立の実体的基礎たりしフォール・コンパニーエンは、いわば『合名会社+コンメンダ』として、いなむ

しる独自の姿の大規模な合資会社として現われ、そしてその中核たる『機能資本家の受託者』は『機能資本家の共同企業的結合体』すなわち合名会社形態において存在した。……かかる数個のフォール・コンパニエンが合併せられてオランダ東インド会社となり、そしてその際取締役の有限責任が規定せられて、ともかくも一個の株式会社に転化したのであった。そうして、これに伴って中心の取締役団は株式会社の『機関』としてその中に摂取せられ、機能資本家の支配者団たることをつづけたのである」(pp.85-86)。

#### b イギリスの初期 joint-stock company

イギリスにおける joint-stock company に関しても、大塚はゾムバルト説が妥当しないことを検証する。

W・R・スコットは joint-stock company は二つの源泉をもち、その癒合の結果であるとする。一つは、「ギルドの一変型たる制規組合 (regulated company) と、パートナーシップ (partnership) すなわちコンメンダならびにソキエタス [・マリス] である。制規組合の内部に発生したパートナーシップが次第に拡大せられ、ついに外廓たる制規組合の規模と一致し、もって制規組合の法人性 (corporation) を自己のものとした時、ここに joint-stock company が成立した」(pp.86-87) とする。

大塚は、スコットのいう joint-stock company が株式会社と同一視されたため、「イギリスにおける株式会社発生のシェーマと見なされて来た」と述べ、「この説はまさに一応ゾムバルト説を支持するかに見える」がそうではないと否定する (pp.86-87)。

大塚は、第一に、「joint-stock company なる制度は、「歴史上必ずしも『株式会社』ではなかった」(p.87) と指摘する。アダム・スミス当時の joint-stock company 制は、まさに株式会社形態であったとしながら、「初期のそれは決して株式会社ではなかった」(p.87) というのである。大塚は、その判断の重要な指標として「全社員の有限責任制」でなかったこと

を挙げる。

「全社員の有限責任制」が確立するのは、1662年のチャールズ二世の条例によるが、「初期の joint-stock company は、スコットが端的に述べているように、せいぜいのところ制規組合とパートナーシップとの癒合、制規組合の規模にまで拡大しその組織やコーポレーション制を自己のものとしたところのパートナーシップに外ならず、したがって経済学上の範疇に従えば、巨大な合名会社ないし合資会社であった」(p.87) というのが大塚の主張である。

第二に、joint-stock company が全社員の有限責任制を獲得することで、「株式会社」に移行するが、先駆的会社企業については、そのパートナーシップは「単なるコンメンダの連繫体ではない」(p.88) と大塚はいう。その理由は、「十五世紀以降のイギリスにおいては、『有限責任的コンメンダ』は全くそのあとを絶ち、パートナーシップは『無限責任的合名会社』として発達し、事実上のコンメンダでさえこの合名会社の外形に服せしめられていた」(p.88) からであるという。

大塚は、以下のように指摘する。

「初期の joint-stock company は少なくとも形式上多かれ少なかれ大規模な合名会社であり、全社員が特殊イギリス的な『徴収』という形態の無限責任を負っていた。しかしながら事実上、中心をなす(総裁 理事制) 重役団以外の夥しい数の株主群の多数は、コンメンダの無機能出資者であり、なかんずく初期のアフリカ会社およびある時期の東インド会社は、オランダのフォール・コンパニエンにおけるコンメンダ的出資者に酷似した(間接出資者)をすら包含しており、そしてこれに相応して事実上責任形態の分化の傾向もまた存在していた」(p.89) とする。そして、「joint-stock company においてもまた中心の機能的重役団は明白にゾムバルトのいう共同企業的結合形態(すなわち合名会社形態)をとっていた」(p.89) というのが大塚の見立てである。

イギリスにおける株式会社は、「コンメンダ関係の連繫体より成立したものではなくして、む

しろ合名会社ないしはその端初形態との必然的関連において発生したもの」(p.89) というのが大塚の見方であり、それゆえのゾムバルト批判である。株式会社発生の実体的基礎は、「機能資本家の共同企業(すなわち合名会社)を中核としてその周囲に夥しい数のコンメンダ出資の集中せられたもの、いわば大規模な端緒的合資会社」(p.89) であり、この結合形態にとって「原型であり、典型であり、かつ結合の靱帯」は「合名会社形態(すなわち機能資本家団の共同企業的結合関係)である」(p.89) というのが大塚の主張である。

大塚は以下のように総括する。

「そもそもゾムバルトが株式会社の発生を合名会社のそれと無関係に、全く別の流れにおいて理解せんとしたことは、明白に誤りである。そして今やわれわれは彼の『合名会社が株式会社か』のシェーマを離れて、合名会社と株式会社との発生的連関を許容するところのシェーマに移りゆかねばならない」(pp.88-90)。

## 2 ジルバーシュミット型統合理論

### (1) ジルバーシュミットの所説

ヴィリー・ジルバーシュミット(Willy Silberschmidt)は、団体形態を「コンパニア(compagnia)形態」と「コンメンダ=ソキエタス(commenda-Societas)形態」に類型化する。前者は「『生活の共同体』であり、契約にもとづかず人間の生活そのものより自主的に生い出でた、人格的な、いわば人的結合である」(p.90)とし、ゲルマン的な「総有」、「合手組合」、「家族共同体」などを例に挙げる。後者については、「それはローマ法的ソキエタスに端を発するものであって、契約に基づいて当事者間に機械的に成立するところのいわば目的結合であり、特に資本的結合である」(pp.90-91)とする。ジルバーシュミットは「資本的結合のうちで……機能資本家相互の無限責任的結合形態」をソキエタスとよび、これと区別して機能資本家への無機能持分資本家の有限責任的出資形態をコンメンダとよんでいる」(p.91)。

ジルバーシュミットは、会社形態の歴史は二

つの根源より流れ出ているという。「一つはコンパニア形態であって、なかんづく合手的所有を基礎とする家族共同体であり、他は商業の発展の必要から生じた当座組合としてのコンメンダである」(p.91)。商業の発達とその必要がコンメンダを発生させ、「より古き家族共同体に直接に結合するなり、あるいは間接に影響するなりして、もってこれを新たな形態に転形」(p.91)させるとする。これがソキエタス、すなわち合名会社である。

ジルバーシュミットでは、「ソキエタス是一面コンパニア的にして同時に他面コンメンダ的な中間形態ないし過渡形態である」(p.92)とされる。

大塚はジルバーシュミットの理論展開を以下のように要約している。

すなわち、「コンパニア=家族共同体的団体が、コンメンダ的結合関係に影響せられ、半ばこれをうけ入れつつ、中間形態たるソキエタス=合名会社形態に転化し、さらにより強度なコンメンダの影響の下に、その中より古きコンパニア・ソキエタスの残存物を残りなく駆逐してコンメンダ的結合関係を全面的に吸収しつつ、法人=株式会社に推移するのである」(94)。

「かくて会社諸形態の展開は、いわば『家族共同体 合名会社 株式会社』として図式化しうるところの、直線的な変質・進化の過程なのである」(p.94)と大塚は整理し、「単線型」の株式会社発生史をここに見る。

ジルバーシュミットの理論の展開を大塚は以下のようにまとめる。

「合資会社の形態の中から、古きコンパニアが、したがってソキエタスが全くその姿を消し去ったときに、法人=株式会社が生れ出るのである。実に、ソキエタスが全く消失したときに、である。したがって株式会社においては、ソキエタス(機能資本家団)とコンメンダ(無機能資本家群)との間の質的差別は解消し、コンメンダによって一色に塗りつぶされる。かくてジルバーシュミットによれば、株式会社はその中にソキエタスの能動的役割が全くその跡を止めない『企業自体』Unternehmen an sich

であって、したがってリーフマンのように、その企業職能把持者（機能資本家）は出資せるものの総体であって、個々人、取締役、監査役、あるいは総会ではないのである。かくてジルバーシュミットは株式会社の発生をこのような『企業自体』の生成として捉えているのである」（p.94）。

ジルバーシュミットが株式会社の発生を「単線型」モデルながら「企業自体」の生成として捉えていることに注目しておく必要がある。

## (2) ジルバーシュミット理論に対する検討と批判

大塚はジルバーシュミットの所説について、以下のように総括する。

「ジルバーシュミットの所説は、さきに述べた株式会社発生の史実に矛盾せず、ゾムバルト説の欠陥を補いつつ一応これを止揚しえたるかに見える。しかしながら果たしてしかるか。私見によれば、否である」（p.95）。

大塚は以下のようにその理由を整理する。

「合名会社・ソキエタスは半ばコンパニア（すなわち家族共同体）的なものではなく、「封建的な家族共同体の一変形としてでなく、本来資本家的な組織形態であると考えざるをえない」（p.95）と述べ、その理由を説明する。

まず、「ジルバーシュミットはソキエタスが半ばコンパニア的であるという一つの理由として、それが『人的結合』であるという事実あげる」（p.95）。これに対して大塚は、「なるほどソキエタス・合名会社にてはすべての社員が主体性を保持しつつ結合しているという意味でその結合形態は人的であろう」と、この観点からは一応は「人的結合」であることを認める。しかし、「この主体性たるや、封建的ないし合手組合の成員としての主体性であろうか」と問い、「そうではなく、機能資本家としての主体性すなわち企業職能の把持の義に外ならない」（p.95）と反論する。

そして「この事実に対応して、ソキエタス・合名会社の基礎標識を形造るところの社員の『代表権』と『無限責任』のいずれについて見

ても、その形態は家族共同体のそれと全く異なる」（pp.95-96）と指摘する。

大塚の批判点の第二は、「ソキエタスが半ばコンパニア的であることを理由として、それが『当座的でなく永続的である』（p.96）という主張に対するものである。大塚は、「十六世紀のヨーロッパ、少なくとも南ヨーロッパにおける『合名会社』は一般に当座的であるか、あるいは少くも当座性の形式の名残を止めていた」（p.96）と反論する。そして、「無限責任をもつ合名会社の永続したためしが無い」（p.97）というボーデン湖畔都市を研究したアロイス・シュルテの言葉を付け加える。

ソキエタスと株式会社との発生的関連についても、大塚は以下のように批判する。

ジルバーシュミットによれば、ソキエタスは多数のコンメンダ出資者を集めることによって拡大し、会社企業の拡大の中にソキエタスがその姿を消し、「ここに法人（Rechtsperson, Korporation）としての株式会社が現われ、企業職能は全く個人性・人的性質より解放せられて、法人としての出資者の総体、すなわち『企業自体』に移り行く」（p.99）というものである。これに対して、大塚は、「ソキエタス的結合形態は株式会社形態の中にあっては全くその姿を消しつくしたのであろうか」（p.99）と問い、「否」と主張する。

「株式会社における大株主すなわち支配者団なるものの存在」から類推して、「彼らの株式会社における存在は一般株主中の『同等者中の第一人者』でもなければ、単なる法人の代表者でもない。彼らが、持株によって総会の決議を左右し、取締役団ないし監査役団におけるポジションをば自己あるいはその利害の代表者によって占め、もって当該企業の経営、利潤の分配、蓄積を自らの利害によって支配するという事実」（p.99）から、「むしろ彼らこそ語の最もすぐれた意味における機能資本家であり、企業職能の把持者であり、そして株式会社における支配者団なのである」（p.99）と持論を展開する。

大塚は、「この『支配者団』としての機能資本家の結合形態はコンメンダでなくしてソキエ

タスではないか」(p.99)という。そして、「発生的に見ても、先にオランダ東インド会社およびイギリス joint-stock company について述べたように、この支配者団はそもそも『素面の』ソキエタスが株式会社の中につし植えられたものであって、しかも一会社企業としての統一性の、原型でありかつ典型であり、その結合の内的鞏帯であった」(p.99)と述べる。そして「株式会社におけるソキエタスの支配者団は……『素面』のソキエタスではなくして、その責任形態はコンメンダとひとしき『有限責任』であり、その出資もまたコンメンダ的無機能出資と形式上同化せられ、対象化せられ、資本動化の現象の中に吸収されている」(pp.99-100)とする。

大塚はいう。

「かくてわれわれは株式会社においてソキエタスとコンメンダの綜合ないし和解を見出すのであるが、それはともかく、ジルバーシュミットのごとくソキエタスの消失ないし溶解を主張するのは明白な誤謬であろう」(p.100)。

この言葉に大塚が構想する株式会社発展史の姿が集約されていることに注意すべきである。

ジルバーシュミットは、ソキエタス・合名会社を「半ばコンパニヤ的なもの」として、株式会社の発生を「企業自体」Unternehmen as sich の生成として説明している。これに対して大塚は、ソキエタスは「半ばコンパニヤ的なもの」ではなくて、「資本家的なるもの」という見方を示す。すなわち、「封建的コンパニヤより資本家的法人への直線的な変質過程」については否定するのである。大塚は、「合名会社より株式会社へ」のシェーマについてはそれを肯定しながら、ジルバーシュミットの「家族共同体 合名会社 株式会社」のシェーマについては支持できないとの立場に立つ (p.101)。

## おわりに

株式会社発生史に関する大塚の認識は以下の二つの命題に集約される。

ソキエタスは「資本家的なるもの」であり、

ソキエタスとコンメンダは「資本結合の二つの基本的な形態」である。

会社形態の発達は「二つの別々な流れ」ではなく、「ソキエタス・合名会社より法人・株式会社への発展的な移行」(p.101)である。

大塚の株式会社発生史のシェーマは、上記の「二つの命題のいずれをも矛盾なしに包容するもの」(p.102)として構想されることになる。

大塚は「個別資本の集中形態」として会社の発展史を構想しており、そこから「『株式会社形態の発生』は他の会社諸形態、特に合名会社・合資会社の発生との歴史的・発生的関連において考察せらるべき」(p.73)との立場に立つ。

大塚の研究は膨大なものであり、ここで取り上げた株式会社起源に関する諸説の批判的検討は、いわば、大塚理論構築のための基礎的研究とも位置づけられるが、ここには大塚理論の筋道ないし結論がすでに表明されている。では、その大塚の結論はいかなるものであるか。大塚の次の言葉にそれは集約されている。

「株式会社発生史の正しきシェーマは、ゾムバルト型でもなく、ジルバーシュミット型でもなくして、『個人企業 合名会社 合資会社 株式会社』として表示せられるものであり、したがって株式会社発生史においては史料はこの基本的なシェーマに従って分析かつ叙述せられねばならない」(p.144)。

大塚は、「ソキエタス 合名会社」の流れ、

「コンメンダ(合資会社) 株式会社」の流れという「複線型」の株式会社発生史を否定し、「個人企業 合名会社 合資会社 株式会社」という「単線型」の株式会社発生史を構想したのである。

この大塚の主張である「単線型」モデルについては、批判がある。

大塚自身が、「このシェーマは、かつて『俗受けはするが、何の根拠もない』学説とされていたフィックの所説の復活ともみられうる」(p.144)と認める。しかし大塚は自説に絶対の自信をもって、「フィックの所説は、実証こそ伴わなかったけれども、その理論的方向において、問題史上、もつともすぐれたもの」

(p.144) であると断言し、大塚は声高らかに、「フィックにかえれ!」と叫ぶのである。

わたくしは、「合資会社 株式会社」という図式には賛成しないけれど、大塚の支持する「単線型」モデルではなく、「複線型」モデルの立場に立つ。それは、株式会社発生史における「法人格」の成立をめぐる法制史的観点を重視するからである。大塚は経済学的な資本集中の観点を中心とし、その支配関係を重視する立場である。もちろん、その観点は非常に有効なものであるが、大塚は法制史の観点での株式会社への接近については過度に否定的である。

わたくしは、「人的結合」による団体と *corpus mysticum* のような観念体を立ち上げて設立される団体の違いにこだわりたいと考えている。会社形態における合名会社と株式会社の会社観はこの二つの流れの延長線上にある。「人的結合」関係としての「合名会社」と「法人格」により成立する「株式会社」が並立している。ここには会社を成立させるための論理の違いがある。会社法の延々と続く議論は、「人的会社」か「人以外の会社 (物的会社・株式会社)」か、という会社観の違いを巡って展開されてきた。二つの流れは今も確実に維持されているのである。

わたくしは、株式会社の起源を *corpus mysticum* という神秘体に求める。これはマックス・ヴェーバーの中世における商業史研究に数ヶ所でてくる「商号」や「会社財産」などの成立議論のなかで、言及されている中世キリスト教由来の観念である。それはキリストに象徴される「死ぬことのない永遠性」をもつ神秘体としての存在である。これが教会に転用され、やがて国家概念に転用され、そして中世の都市や大学、さらには会社にまで適用されたという歴史研究がある (Kantorowicz, 1957)。

ここで会社について、この *corpus mysticum* の議論を導入した場合、「人的結合」としての会社観に対して、「神秘体」ないし「法人」としての会社観が歴史的ないし理論的に整合性を持つものとして浮かび上がってくる。すなわち、この観点からの株式会社発生史は、「人的結合

としてのソキエタスの流れと、それとは異なる *corpus mysticum* の観念により成立する株式会社 (「会社それ自体」ないし「法人」) の流れである。当然、わたくしは「複線型」モデルを志向するのであるが、「単線型」モデルを構想する大塚の経済史の研究は、自説を鍛えるには最高のテキストであり、また試金石ともなる。

次稿では大塚が分析する「オランダ型」と「イギリス型」の2つの先駆企業 (フォール・コンパニーエン) 形態について検討する。

#### 注

- 1 大塚の文章には主要単語に原語が記載されている場合が多いが、本稿では最低限の原語記入にとどめ、引用部分にあっても原語を基本的には省略してあることをお断りしておく。
- 2 株式合資会社はマグナ・ソキエタスと同根である。無限責任社員と有限責任社員が存在するという意味で、合資会社である。また、有限責任社員の持分をのみ証券化して株式として流通させているので一種の株式発行の会社である。しかし、本質は合資会社、つまり組合であり、英語では *limited partnership by shares*。
- 3 モンス (*mons*) あるいはモンテ (*monte*) について、大塚は、「貨幣資本の結合」を指す用語であり、「特に、強制国債から生じた国債所有者の結合を意味した」(p.285) と説明している。モンスとコンペラの違いについては、「単に用語上の問題で、ほぼ同じものがジェノヴァではコンペラの語が用いられ、他のイタリア諸都市、ヴェネツィア、フィレンツェなどではモンスの語が用いられたという違いがあったのみ」で「大体において同一物を指すものとみてよいであろう」(p.285) と解説している。
- 4 「商号・簿記・営業財産・永続性」については、補論 (pp.391-396) でも詳しく取り上げられている。

#### 参考文献

- 中條秀治, 2014, 「団体概念における組織体説と神秘体説 鷹巢信孝の団体論を考える」『中京経営研究』, 第23巻 第1・2号
- 中條秀治, 2013, 「団体の概念 *corpus mysticum* とは何か」『中京経営研究』, 第22巻 第1・2

- 号
- 中條秀治, 2011, 「株式会社団体論と資本主義の未来 - 会社観の変遷と資本主義の可能性 -」『中京経営研究』, 第20巻 第1・2号
- 中條秀治, 2009, 「『団体の時代』と組織 - 稲村毅による『株式会社新論』批判への反論 (4)」『中京経営研究』, 第19巻 第1号
- 中條秀治, 2009, 「集団概念と団体概念 - 稲村毅による『株式会社新論』批判への反論 (3) -」『中京経営研究』, 第18巻 第2号
- 中條秀治, 2008, 「株式会社は誰のものか 稲村毅による『株式会社新論』批判への反論 (2)」『中京経営研究』, 第17巻 1・2号
- 中條秀治, 2007, 「法人論争とはなんであったか 稲村毅による『株式会社新論』批判への反論 (1)」『中京経営研究』, 第17巻 1・2号
- 中條秀治, 2005, 『株式会社新論 コーポレート・ガバナンス序説』, 文眞堂
- 中條秀治, 1998, 『組織の概念』, 文眞堂
- 大塚久雄, 1969, 『大塚久雄著作集 第一巻 株式会社発生史論』岩波書店
- 大塚久雄, 1969, 『大塚久雄著作集 第三巻 近代資本主義の系譜』岩波書店
- 大塚久雄, 1969, 「十七世紀初頭におけるオランダ商業資本躍進の経済的基礎」『大塚久雄著作集 第十巻 補論』岩波書店
- 大塚久雄, 1969, 「イギリス初期資本主義の支柱たる毛織物工業の展開」『大塚久雄著作集 第十巻 補論』岩波書店
- 大塚久雄, 1969, 「フッガー時代の南ドイツにおける会社企業」『大塚久雄著作集 第十巻 補論』岩波書店
- 大塚久雄, 1969, 「株式会社発生前史の一齣」『大塚久雄著作集 第十巻 補論』岩波書店
- 大塚久雄, 1969, 「十六世紀後半のマルセイユにおける南ドイツ商人の東方貿易」『大塚久雄著作集 第十巻 補論』岩波書店
- Kantorowicz, E.H., 1957, *The King's Two Bodies: A Study in Mediaeval Political Theology*, Princeton University Press, (小林 公訳, 『王の二つの身体 (上下)』ちくま学芸文庫, 2003)
- Weber, M., 1920, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*, Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik (Bd. XX u. XXI) (尾高邦雄編, 「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」『世界の名著 61 ウェーバー』中央公論社)
- Weber, M., *Handelsgesellschaft im Mittelalter, Gesammelte Aufsätze zur Sozial und Wirtschaftsgeschichte*, S. 312 ff. Weber, Max, *Zur Geschichte der Handelsgesellschaften im Mittelalter*, (Lutz Kaelber, translated 2003, *The History of Commercial Partnerships in the Middle Ages*, Rowman & Littlefield)